

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社の経営理念は、創業以来の社是である「終始一誠意」を規範とし、新しい価値の創造とグローバルな挑戦を行い、人々の生活によるこびを与え、豊かな社会に貢献することです。この理念のもと、ステークホルダーのみならずと良好な関係を築いたうえで、法令および社会通念に従い、公正な企業運営を行うことを基本方針とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

【基本方針】

- (1)株主の権利・平等性を確保するとともに適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努める。
- (2)株主以外のステークホルダー（顧客、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努める。
- (3)迅速で適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (4)取締役会が透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主における海外投資家の比率は現状におきましては相対的に低いと判断しております。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり（議決権電子行使プラットフォーム）や招集通知等の英訳について、各種手続・費用等を勘案した上で判断いたします。

【補充原則4-2-1】

当社では各取締役の報酬については定額部分と期末賞与の部分より構成されております。この期末賞与の部分が、取締役がリスク回避や不祥事の防止といった守りの姿勢だけでなく、当社の発展を促し会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するためにリスクテイクした結果に対するインセンティブであると考えており、自社株報酬については導入しておりません。今後、導入につきまして検討してまいります。

【原則4-8】

当社は現在、独立社外取締役を一名選任しております。独立社外取締役を選任することは、社外監査役、監査役による取締役会への監査機能だけでなく、取締役会への監督の実効性や取締役会の透明性が高まるものと考えたためであり、このような環境が整ったことで当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、経営陣幹部がより適切なリスクテイクをとれるようになったと考えております。当社は置かれた状況等を総合的に判断し機関設計の変更の有無等も含め、今後どうすべきか、引き続き検討したいと考えております。

【補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達しておりません。しかし、取締役会において当社の重要事項を決定する際には、適切な関与・助言を行っており、十分に機能が果たされているものと考えております。なお、取締役の指名や報酬などの事項については、より一層の関与・助言を得る仕組みを、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役の実効性評価については、事業年度毎に各取締役へ自己評価を踏まえてヒアリングを実施しております。取締役会全体の実効性について分析や評価の概要に係る開示を現在しておりませんが、検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

1. 政策保有に関する方針

当社では、政策保有株式を、中長期的な企業価値向上の観点から、取引先と長期にわたり安定的な関係を構築するためや、営業活動を推進するためなどを目的に、保有しております。保有株式については、年度毎に株式保有先単位で採算状況等を踏まえ保有方針の見直しを行い、重要性の高い銘柄については、その結果を取締役に報告した上、当該保有方針を継続的に検証することとしております。

2. 保有株式の議決権行使の考え方

株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、取引先との関係強化に資するために議決権を行使いたします。

【原則1-7】

当社と取締役間での取引や、または取締役が第三者のために当社と取引をする場合があれば、会社法および取締役会規程により、事前にと取締役会にその内容を上程し十分に審議した上で決議します。また、子会社、主要株主等、関連当事者との取引についても、重要な取引または定型的でない取引については、その内容を事前にと取締役会に上程し、十分に審議した上で決議します。

【原則3-1】

(1). 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、創業以来の社是である「終始一誠意」を規範とし、新しい価値の創造とグローバルな挑戦を行い、人々の生活によるこびを与え、豊かな社会に貢献することです。当社はこの理念の下に、戦略および中期経営計画を策定しています。

これらは、当社ホームページ内の (<http://info.yaginet.co.jp/ir/vision/business.html>) および (<http://info.yaginet.co.jp/ir/vision/plan.html>) に記載してあります。

- (2). 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書のIの1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役員報酬と役員手当により構成され、代表取締役と各取締役の協議により決定の上、取締役会において決定しております。これらの月例報酬は役位ごとの基準額をベースに、会社への貢献度合を勘案して決定され、賞与は親会社株主に帰属する当期純利益に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。社外取締役につきましては月例報酬のみを支給し、賞与は支給しておりません。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選任方針は、適確かつ迅速な意思決定、責任感とリーダーシップ、必要な知識・経験、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス・能力を考慮し、適材適所の観点より総合的に勘案しております。尚、監査役候補者につきましては、培われた経験や、高度な専門知識をもとに透明かつ公正な判断のできる人材を指名しております。手続きとしましては5月の取締役会において、株主総会における役員候補者についての議案を上程し決定しております。

(5) 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴を示しています。また、社外取締役については個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。当社ホームページ内の(<http://info.yaginet.co.jp/ir/stock/meeting.html>)をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会規程を定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会で決議・報告すべき事項を定めております。また、それにもとづき職務権限規程を定め、執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-9】

当社は、独立性に関する特別に定めた基準はありませんが、会社法および東京証券取引所が定める基準を参考に、当社との間に人的関係、資本的関係または継続的な取引関係その他の利害関係が無く、高い専門性と豊富な経験をもって、当社の経営に対し率直かつ建設的な助言をして監督およびチェック機能を果たすことのできる独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1】

当社では、企業規模等を勘案し、定款において取締役の員数を15名以内と定めております。社内取締役の選任に関しましては、取締役会によって、的確かつ迅速・果敢な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討し選任しております。また、社外取締役の選任につきましては、法律知識・経営経験・財務知識等において高度な知見を有し、豊富な経験を有する者から選任しております。

【補充原則4-14-2】

社外取締役および社外監査役に対しては、当社の事業、財務、組織等につき説明をしています。また社内から選任する取締役および監査役は、当社の事業・組織等や業界における専門知識等を熟知した人物を選任しております。各取締役及び各監査役は、その役割と責務に応じた、必要な知識・情報を取得するために、外部セミナーをはじめとして様々な、研修会に参加し、研鑽を積んでおります。なお、その費用につきましては、全て会社負担としております。

【原則5-1】

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、総務部を中心に株主様との個別面談に対応しております。また、その場で把握した重要な事項につきましては取締役会に報告されております。なお、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関しましては、当社ホームページ上で、IR情報を掲載し開示しております。また、平成28年4月1日より皆様方と、より密で前向きな対応をすべく、総務部IR・広報グループを新設しました。今後とも会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく、IR活動に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤギ共栄会	911,800	8.63
株式会社みずほ銀行	414,000	3.92
株式会社三井住友銀行	380,000	3.60
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ イントリンシック オポチュニティズ ファンド	350,000	3.31
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールディ アイ エスシー エフイー-エイシー	327,260	3.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	305,000	2.89
ヤギ従業員持株会	286,631	2.71
ゴールドマンサックスインターナショナル	252,340	2.39
第一生命保険株式会社	250,000	2.37
クロスプラス株式会社	229,200	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
奥村 忠司	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 忠司	○	当社との間には、人的関係、資本的関係または継続的な取引関係その他の利害関係はなく、独立役員に指定しております。	これまでに経営者として培ってこられた豊富な経験や財務の知識を当社の経営監督の強化に活かしていただけるものと判断したため。また独立役員の指定にあたっては、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、最適であると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は随時意見交換を行っており、監査体制、監査計画、監査実施状況などについて適宜会合を開催しております。
また、監査役は、会社の業務および財産の状況の調査、その他の監査職務の遂行にあたり、内部統制グループ(内部監査部門)と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田佳史	弁護士													
塩田 修	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田佳史	○	当該社外監査役が代表社員を務める弁護士法人と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、その独立性に影響を与えるような多額の金銭の支払いを行っておりません。	コンプライアンスの重要性が増し、法的知識を基にした監査の実施が可能であると判断したため。また、独立役員の指定にあたっては、当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はなく、最適であると判断したため。
塩田 修	○	当社との間には、人的関係、資本的关系または継続的な取引関係その他の利害関係はなく、独立役員に指定しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断したため。また独立役員の指定にあたっては、当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はなく、最適であると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員賞与がその業績や責任遂行を反映しており、取締役へのインセンティブを必要としていないため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

【当事業年度に係る会社役員の報酬等の総額等】

	員数	基本報酬の額	賞与の額	報酬等の金額
取締役	8名	277,377千円	79,500千円	356,877千円
社外取締役	1名	3,900千円	—	3,900千円
監査役(社外監査役を除く)	1名	8,000千円	—	8,000千円
社外監査役	3名	7,200千円	—	7,200千円

【個別役員の報酬等の総額】

取締役社長 八木 秀夫

提出会社	基本報酬の額	賞与の額	報酬等の金額
提出会社	111,480千円	40,000千円	151,480千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役員報酬と役員手当により構成され、代表取締役と各取締役の協議により決定の上、取締役会において決定しております。これらの月例報酬は役位ごとの基準額をベースに、会社への貢献度合を勘案して決定され、賞与は親会社株主に帰属する当期純利益に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。社外取締役につきましては月例報酬のみを支給し、賞与は支給しておりません。監査役報酬は、株主総会で承認された枠内で監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会資料の事前配布等は経営企画部がサポートを行っております。

監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から1名配置し、会社への資料作成や提出および連絡業務に当たらせております。この監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、同スタッフの考課は監査役が行い、また任命や異動については事前に監査役会の同意を得ることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社の事業計画の決定および重要事項の決定については、全て取締役会により行われております。また、取締役会における決定事項の検討は十分な議論を重ねており、実質的な意思決定機関として機能していると考えております。取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針等に従い各監査役の監査対象となっております。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告する体制となっておりガバナンス体制を強化しております。

また、経営監視機能の客観性、中立性の確保に関しましては、社外監査役を選任することにより行ってまいりましたが、更なる強化を図るため、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会において社外取締役1名を選任しております。これにより、経営の健全性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることができると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は監査役設置会社です。

前述のとおり、当社の事業計画の決定および重要事項の決定については、全て取締役会により行われており、監査役会による経営監視機能を有しております。

また、社外取締役1名、社外監査役2名により、経営監視機能の客観性、中立性を確保する体制が充実し、当社にとって最適な体制であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送の法定期日が6月14日のところ、6月8日に発送いたしました。
その他	(1)平成28年6月開催の定時株主総会の各議案の議決結果については、臨時報告書においてその賛否の票数を公表いたしました。 (2)株主総会における事業報告については、ビジュアル化により株主に理解されやすい説明を行っております。 (3)株主総会招集通知を6月8日に早期発送するだけでなく、日本取引所グループホームページの東証上場会社情報サービスおよび当社ホームページにおいて6月3日に早期開示いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	証券取引所等への開示資料は、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部がIRを担当しており、総務部長である三浦明石が事務連絡責任者となっております。また、平成28年4月1日に、IR活動をより充実すべく、同部内にIR・広報グループを新設しました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは「ヤギグループ運営方針」を規定し、ステークホルダーに対し迅速かつ正確な情報開示に努めるよう定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家の皆様に対しては、情報の公平を期すため、決算発表や決定事項などの情報開示は、午後3時40分以降に行っております。取引先に対してはご迷惑をおかけしないよう、品質管理や納期管理に重点をおいて行っております。社員に関しては、福利厚生の実を指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役、従業員を含めた行動指針としてコンプライアンスマニュアルを定め、企業倫理、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を図る。
 - b. コンプライアンスの実効性を高めていくことを目的として専務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。同時にコンプライアンスに反する社内不正行為の未然防止や早期発見を的確に行うためにヘルプライン(社内報告・相談制度)を導入することとする。
 - c. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方として、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係をもってはならない。」旨をコンプライアンスの行動指針に規定している。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約への「暴力団排除条項」の導入を進め、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに関係を解消する取り組みを行っている。
 - d. 取締役会については、取締役会規程が定められており、毎月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務執行を監督する。
 - e. 取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針等に従い各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - f. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
議事録、稟議書、各種契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書の取り扱いに関しては、文書取扱規程に従い保存しかつ管理することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、それぞれに対応する組織にて各取締役が責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定を行うこととする。
 - b. 不測の事態の発生に備え、リスク管理規程に基づき緊急事態対策規程を策定し、有事の際に適切な情報伝達と対応行動ができるように体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を定例で毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において、執行手続の詳細について定めることとする。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. グループ会社における業務の適正を確保するため、ヤギグループ運営方針を定めており、その指針に沿って運営を行うものとする。
 - b. グループ会社における財務報告の信頼性を確保するためヤギグループ連結会計方針を定めており、適正な会計処理を行うとともに、内部統制を整備・運用する。
 - c. グループ会社に影響を及ぼす重要な事項については、関係会社管理規程に従い、関係会社会議等を開催し、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人から1名配置する。この監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、同スタッフの考課は監査役が行い、また任命や異動については事前に監査役会の同意を得ることとする。なお、同スタッフは監査役の指示により、内部統制グループが行う監査業務を補助することができるものとする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項については社内規程等に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - b. ヘルプライン(社内報告・相談制度)を適切に運用することによりコンプライアンス上の問題について監査役への報告体制を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的考え方として、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係をもってはならない。」旨をコンプライアンスの行動指針に規定している。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約への「暴力団排除条項」の導入を進め、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに関係を解消する取り組みを行っている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

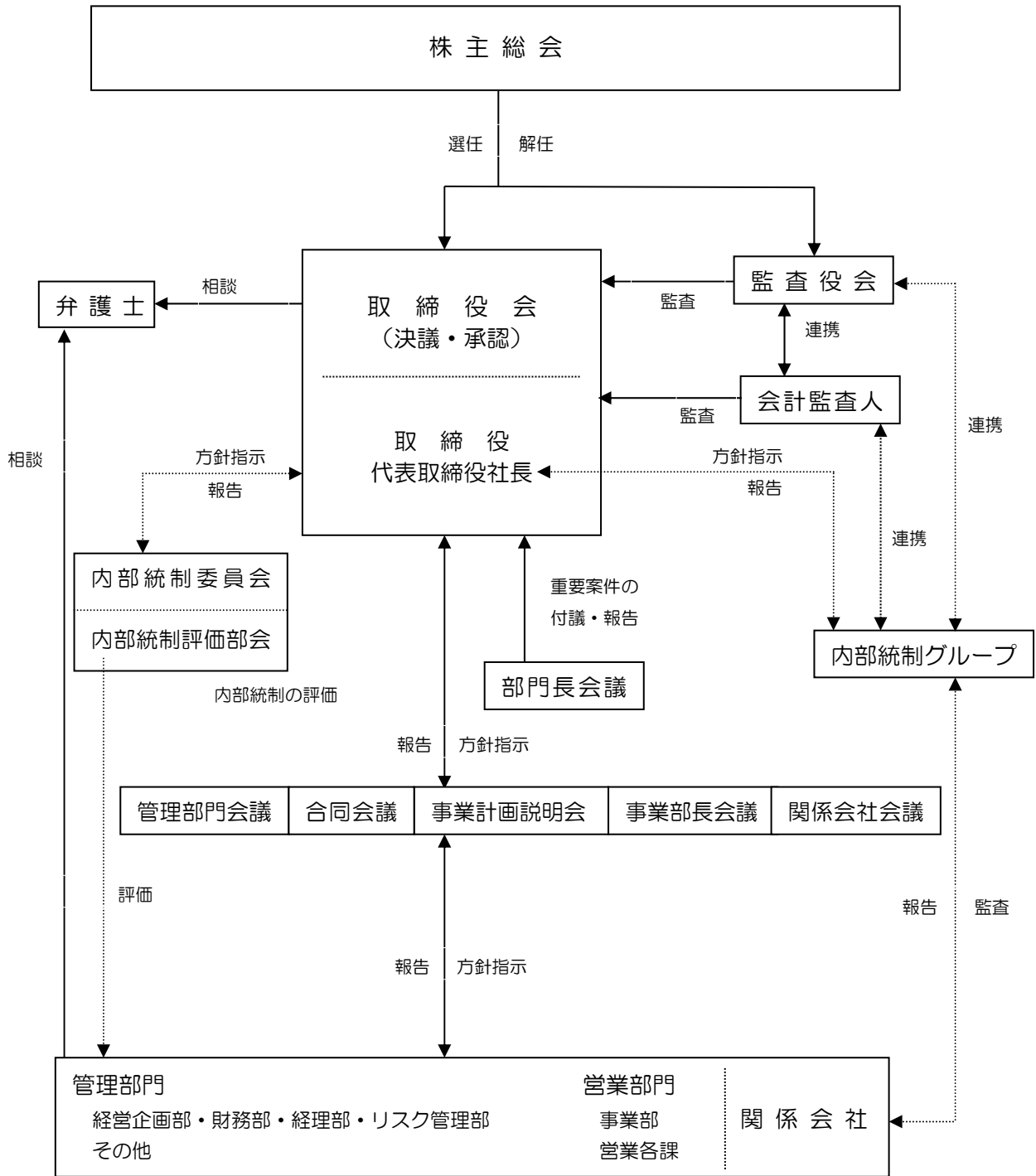
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

平成18年5月10日開催の取締役会において決議しました内部統制システム構築の基本方針を、平成21年5月18日開催の取締役会において一部改定を行い、また、平成24年3月12日開催の取締役会において、一部追記いたしました。今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンス 経営管理組織体制



<会社情報の適時開示に係る社内体制の概要図>

